

トワイライトサービスおよび在宅障害者支援（入浴サービス）について

1 概要

新施設への移転に向けて、夕方以降の活動の場を提供するトワイライトサービスおよび日中の在宅障害者に対する入浴サービスの提供を検討している。

サービスを実施するにあたっての諸課題等について、東京都に確認を行うとともに、（仮称）北上野二丁目福祉施設整備プロジェクトチーム会議の障害者支援部会にて検討を行った。

2 東京都との協議

（1）協議先

東京都福祉局・東京都福祉保健財団

（2）東京都の見解

- ・ 生活介護の施設は生活介護のみに使用するのが原則である。同じ施設内で生活介護と日中一時支援を実施する場合は、活動エリアや動線を分けること。
- ・ 同施設内で、利用者がデイサービスとトワイライトサービスの両方を受けることはできない。また、職員が両サービスを実施することはできない。
- ・ 執務室やトイレは共用可能だが、訓練・作業室（日中の居室）を共用することはできない。

3 制度設計

（1）検討の必要性

- ・ トワイライトサービスおよび在宅障害者支援（入浴サービス）については、地域生活支援事業の「日中一時支援」としての実施や、「区独自事業」としての実施等が考えられる。
- ・ 令和6年度報酬改定における生活介護の延長支援加算拡充等を踏まえ、区内事業所の動向や施設利用者のニーズを把握したうえで、区内事業者への支援方法や新施設でのサービス内容を検討していく必要がある。

（2）検討の方法

- ・ トワイライトサービス等について、区内生活介護事業所の意向や課題を把握するとともに、通所施設等の利用者に利用意向を調査する。
- ・ 調査にあたっては、障害福祉課と松が谷福祉会館が連携して実施する。
- ・ 制度設計並びに定員、利用時間及び利用手続等については、調査結果をもとに検討していく。